

第13章 放射性物質対策

第1節 対策の全体像

1 本章における対策の基本的な考え方

- ・東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故の経験を踏まえて、放射性物質等による影響について、市民の心理的動揺や混乱をできる限り軽減するような対策を取る必要がある。

2 現在の到達状況

- ・東日本大震災においては、原子力災害対策特別措置法に定める原子力災害の対応と都の対策の状況を踏まえ、市民の不安の払拭に向けて、市内の大学と連携し空間放射線の測定を行うなど迅速かつ臨機応変に対処している。
- ・東日本大震災では、放射能対策本部を設置し、対応に当たった。

3 課題

- ・福島第一原子力発電所事故への対応の経験を踏まえて、放射性物質等による影響について、より円滑に対応できる体制の構築が必要である。
- ・市民が安心して生活できるよう、科学的・客観的根拠に基づく正確な情報を提供し、問合せに対応する窓口を整備する等の対策を講じる必要がある。

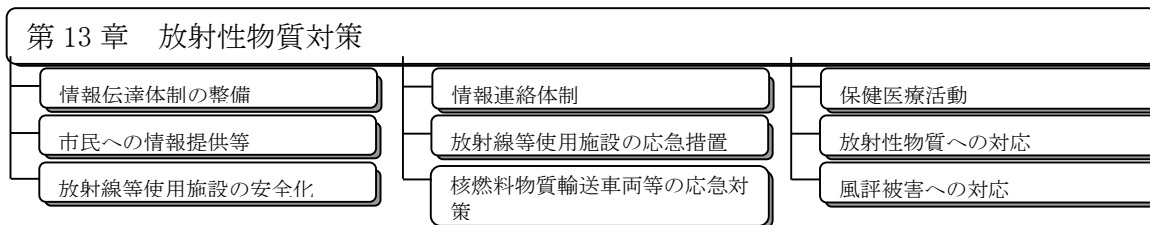
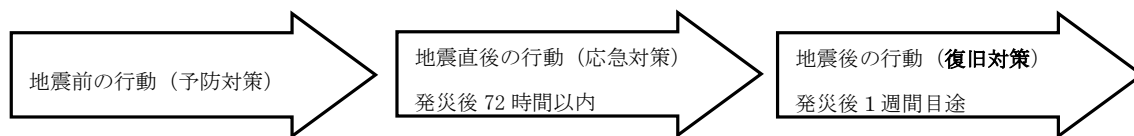
4 対策の方向性

- ・都との連携等役割分担を明確化し、体制を整備
- ・市民の不安払拭のための情報提供策の構築

5 到達目標

- ・円滑かつ的確に対応できる市の体制を構築
- ・適切な情報提供等により市民の不安を払拭

6 具体的な取組一覧



第2節 予防対策

1 情報伝達体制の整備 《秘書広報課・情報政策課・放射能対策本部》

市は今後、市内において原子力災害による放射性物質等の影響（以下「放射性物質等による影響」という。）が懸念される事態が発生した場合に備え、より迅速かつ機能的に対応できる体制を構築する。

2 市民への情報提供等 《秘書広報課》

市は、原子力防災に関する情報提供に努める。

3 放射線等使用施設の安全化 《放射能対策本部》

対策内容と役割分担

放射線等使用施設については、国（原子力規制委員会）が、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づき、※RI（ラジオ・アイソトープ）の使用、販売、廃棄等に関する安全体制を整備するとともに、立入検査の実施による安全確保の強化、平常時はもとより震災時においても監視体制がとれるよう各種の安全予防対策を講じる。

放射性物質等のうち核物質の保管状況等の情報については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）に基づき、国が把握しているが、治安対策上の理由から国からの情報提供は行われていない。都では、火災予防条例に基づく届出により東京消防庁が消防活動に必要な情報を把握しており、関係機関において、必要な情報の共有を図っていく。

市においては、国や都からの情報の収集に努める。

※ RI（ラジオ・アイソトープ）

放射線を出す同位元素（ウラン、ラジウム、カリウム等）のことで、核医学検査及び放射線治療で使用

第3節 応急対策

1 情報連絡体制 《放射能対策本部》

(1) 対策内容と役割分担

市内の大学と連携し、モニタリング等の実施と、その結果についての情報提供を行う。

ア 対策内容

機 関 名	対 策 内 容
市	○空間放射線量や放射性物質の測定・検査と、内容・結果の公表

2 放射線等使用施設の応急措置 《放射能対策本部・清瀬消防署》

(1) 対策内容と役割分担

ア 放射線同位元素使用者等は、放射性同位元素又は放射線発生装置に関し、放射線障害が発生するおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合においては、「放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づいて定められた基準に従い、直ちに応急の措置を講じ、原子力規制委員会に報告する。

イ 原子力規制委員会は、必要があると認めるときは、放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

機 関 名	対 策 内 容
市	○関係機関との連絡を密にし、必要に応じ、住民に対する避難の勧告等の措置を実施
清瀬消防署	○放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に必要な措置をとるよう要請 ○事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施

(2) 取組内容

ア 市

関係機関との連絡を密にし、事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。

- (ア) 住民に対する避難の勧告又は指示
- (イ) 住民の避難誘導
- (ウ) 避難所の開設、避難住民の保護
- (エ) 情報提供、関係機関との連絡

イ 清瀬消防署

放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に次の各措置をとるよう要請する。

- (ア) 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置
- (イ) 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置
事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施。

3 核燃料物質輸送車両等の応急対策 《放射能対策本部・清瀬消防署》

毎年全国で関係事業者等を対象に、国土交通省が開催している放射性物質安全輸送講習会、関係会議等、原子力規制委員会の活動を踏まえつつ、核燃料物質の輸送中に、万一事故が発生した場合の安全対策を検討する。

(1) 対策内容と役割

機 関 名	対 策 内 容
市	○関係機関と連絡を密にし、必要に応じ、住民に対する避難の勧告等の措置を実施
清瀬消防署	○事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施

(2) 取組内容

ア 市は、関係機関と連絡を密にし、事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。

- (ア) 住民に対する避難の勧告又は指示
- (イ) 住民の避難誘導
- (ウ) 避難所の開設、避難住民の保護
- (エ) 情報提供、関係機関との連絡

イ 清瀬消防署は、事故の通報を受けた場合、直ちに市災害対策本部に通報するとともに、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。

第4節 復旧対策

1 保健医療活動 《放射能対策本部・健康推進課》

放射性物質及び放射線による影響は五感で感じられないという原子力災害の特殊性を考慮し、原子力災害時における市民の健康に関する不安を解消するため、必要と認められる場合は、次の保健医療活動を行う。

(1) 対策内容

機 関 名	対 策 内 容
市	○健康相談に関する窓口の設置 ○外部被ばく線量等の測定結果の情報提供

(2) 取組内容

住民の求めに応じ、外部被ばく線量等の測定可能な施設の情報提供を行う。

2 放射性物質への対応 《放射能対策本部》

(1) 対策内容

機 関 名	対 策 内 容
市	○除染等の必要性を検討し、必要に応じて対応を行う。

(2) 取組内容

放射性物質による環境汚染に関する国の対処方針や市内の状況等を踏まえ、除染等の必要性を検討し、必要に応じて対応を行う。

3 風評被害への対応 《秘書広報課》

風評等により農作物や工業製品等が購入されず経済的な被害が生じる。このような風評被害を防ぐために、正しい情報を把握し発信する。